平成２９年（フ）第６７４号
福岡県中間市長津２丁目６番30号　シティハウスながつ201号
債務者　須田　壮彦
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６８５号
北九州市若松区高須南３丁目３番12―303号
債務者　井手　正美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７０３号
北九州市小倉北区江南町５番10―307号
債務者　小山田千絵
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７０５号
北九州市小倉北区熊本１丁目８番10―504号
債務者　膳夫　哲也
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７１０号
北九州市小倉北区中井３丁目２番19―305号
債務者　吉村　静香
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６８１号
埼玉県八潮市緑町５丁目２番地16、旧住所埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地５号棟107号室
債務者　萩原　恵理
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
千葉県香取市大倉5266番地２
債務者　高橋　芳治
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第６１号
新潟県三条市井栗１丁目27番１号
債務者　長沢　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第５０５号
大阪府泉大津市戎町10番26号、前住所大阪府泉大津市東港町12番11号
債務者　木下　久美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５０６号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目５番10―１号
債務者　金井孝史こと　ＫＩＭ　ＨＹＯＳＡ　金　　孝史
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５２６号
大阪府泉佐野市上瓦屋640番地の３―501
債務者　平本ゆきみ
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
大阪府泉佐野市中庄153番地の14、前住所大阪府泉佐野市日根野7063番地202
債務者　平山　杏沙
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３４号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目22番18―102号
債務者　藤田　　徹
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３９号
大阪府和泉市和気町４丁目７番２―304号、前住所大阪府和泉市内田町２丁目３番６―106号
債務者　田町　麗香（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５４７号
大阪府岸和田市並松町21番６号レジデンス並松町南館201号
債務者　安達　良太
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５５１号
大阪府岸和田市作才町１丁目２番12―302号
債務者　上園　貞春
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５５２号
大阪府泉南郡岬町深日2045番地１―404、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町深日2045番地
債務者　中村電気工業こと　中村　直也
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５５４号
大阪府泉大津市寿町２番16号
債務者　梅本　初子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係